

### 3 3 高齢者対策の推進

#### 〔現況及び施策の方向〕

「高齢者の活躍・自立・安心をみんなで支える広島県づくり」を基本理念とし、「元気で活躍する高齢者づくり」、「自立生活を支える地域づくり」、「安心できるサービス提供体制づくり」の3つの目標に向かって施策の推進を図る。

#### 〔事業の内容〕

#### 1 総合的な施策の企画・調整

ひろしま高齢者プランの推進（予算額 2,400 千円）

「第4期ひろしま高齢者プラン」（平成21～23年度）に基づき、高齢者の社会参画の促進や認知症対策の推進、介護を含む保健・福祉サービスの提供体制の計画的整備などの施策の推進を図るとともに、「第5期ひろしま高齢者プラン」（平成24～26年度）を策定する。

また、「高齢者対策総合推進会議」により、施策の総合的な推進を図る。

区 分	事 業 内 容
高齢者対策総合推進会議の運営	県民、市町、職能団体、民間団体、事業者団体等の代表者で構成する会議を運営し、関係団体等との連携・協働による施策の総合的な推進、実施状況の検証及び次期プランへの準備を行う。

#### 2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

##### (1) 明るい長寿社会づくり推進事業（予算額 53,954 千円）

「ゆとりある明るい長寿社会」構築のための意識啓発、指導者養成等各種の事業を実施し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。（平成2年度創設）

- 指定管理者 財団法人広島県地域保健医療推進機構
- 指定管理期間 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）
- 事業内容

事 業	事 業 内 容
スポーツ、健康づくり及び地域活動等推進事業	・ 広報誌「すこやか広島」発行 ・ 広島県健康福祉祭の開催、シルバー作品展等の開催
指導者等育成事業	・ 広島県高齢者健康福祉大学校 【定員】 100人 【講座】 72講座
関係機関育成事業	・ スポーツ団体等連絡協議会 ・ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の派遣選手選考及び派遣シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考） 【会場】 H22 尾道市 H23 広島市 全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣） 【会場】 H22 石川県 H23 熊本県

(2) 老人クラブ活動の推進（予算額 42,176 千円）

平成 19 年度に財団法人広島県老人クラブ連合会がまとめた「これからの老人クラブ活動のあり方に関する報告書」に基づく地域支援活動の推進や地域づくり活動が定着するよう支援する。

また、市町を単位とする研修、健康づくりなど広域的な事業を展開する市町老人クラブ連合会に対し助成を行うとともに、広島県老人クラブ連合会に対して助成する。

第 1 表 老人クラブの状況

(単位 団体, 人)

区 分	ク ラ ブ 数	会 員 数
県 分	1,704	97,026
広 島 市 分	541	41,621
福 山 市 分	563	34,299
計	2,808	172,946

クラブ数、会員数は平成 22 年度末現在の数値である。

(3) プラチナ世代社会参画促進事業（予算額 8,730 千円）

高齢化が進展していく中で、地域の活力を維持向上させるためには、プラチナ世代(概ね 55 歳以上)が長年培ってきた知識や経験、技能を十分発揮することが必要である。このため、平成 21 年 4 月に関係機関・団体等で設立した「広島県プラチナ世代支援協議会」を運営し、プラチナ世代が積極的な社会参画や地域貢献できる社会の構築に向け、連携・協働した取組を実施する。(平成 21 年度創設)

(単位 千円)

事 業 区 分	事 業 内 容	予 算 額
「広島県プラチナ世代支援協議会」の運営	広島県、(社福)広島県社会福祉協議会、(財)広島県地域保健医療推進機構及び(財)広島県老人クラブ連合会で構成する協議会を運営し、各事業の内容・実施方法等について検討、実施する。	583
キャラバンの実施	プラチナ世代の社会参画の意義や重要性について普及啓発活動を実施し、活動機会と情報提供を促進して地域活動への参画を呼びかける。	4,000
動機付け研修	企業等の退職予定者等を対象に、地域や社会で活躍しているプラチナ世代の実体験や、さまざまな活動に関する情報を、出前講座形式で提供する。	827
体験研修	意欲や興味を持った人材を募り、様々な分野の活動を体験できる機会を提供し、地域での自己実現の場を発見するためのきっかけとする。	556
プラチナ大学開校準備	各地域の特色に応じ、活動意欲のある人材を実践活動へ結びつける仕組みづくりを担うことのできる人材を育成するため、プラチナ大学の開校について検討する。	764
プラチナ世代社会参画誘導プロジェクト支援	地域の活性化と団体自身の活動内容及び範囲の拡充を図るため、地域の活動意欲ある人材の掘り起こしや、プラチナ世代が実践活動に参画できる環境を整備・提供する活動を、継続的に実施する団体に対して助成金を交付する。	2,000

### 3 地域支援対策の推進

#### (1) 介護予防研修相談センター事業（予算額 29,727千円）

介護予防、認知症対策の推進を図るための人材育成や市町等に対する広域的、専門的な支援を行う介護予防拠点として、次の事業を行う。（平成17年度創設）

- 指定管理者 財団法人広島県地域保健医療推進機構
- 指定管理期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- 事業内容
  - ・介護予防促進事業  
介護予防人材育成、介護技術の習得、介護への意識啓発等
  - ・福祉用具・住宅改修活用支援事業  
福祉用具展示、福祉用具・住宅改修専門研修、福祉用具・住宅改修相談等
  - ・認知症・高齢者権利擁護事業  
認知症・高齢者虐待対応研修、認知症介護・高齢者の権利擁護相談等

《認知症介護・高齢者の権利擁護相談 電話番号 082 (254) 3434》

相談区分		相談日	時間
認知症介護相談	電話	月～金曜日	9時～16時30分
	電話・面接	第1・3金曜日	14時～16時
高齢者の権利に関する相談	電話	月～金曜日	9時～16時30分
	電話・面接	第1・3金曜日	14時～16時

#### (2) 認知症対策の推進（予算額 41,147千円）

認知症の人やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する「普及啓発と情報提供の促進」、「早期診断の推進と適切な医療の提供」、「認知症ケアの質の確保と向上」、地域の実情に応じた「支援体制の構築」など、総合的な認知症対策を推進する。

##### ア 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 2,215千円）

認知症の人やその家族等を支援するため、地域全体の認知症に対する理解促進と、認知症介護サービスの質の確保と向上のための人材の育成を行う。

また、県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間」として位置づけ、オレンジリングイベントを開催する。（平成19年度創設）

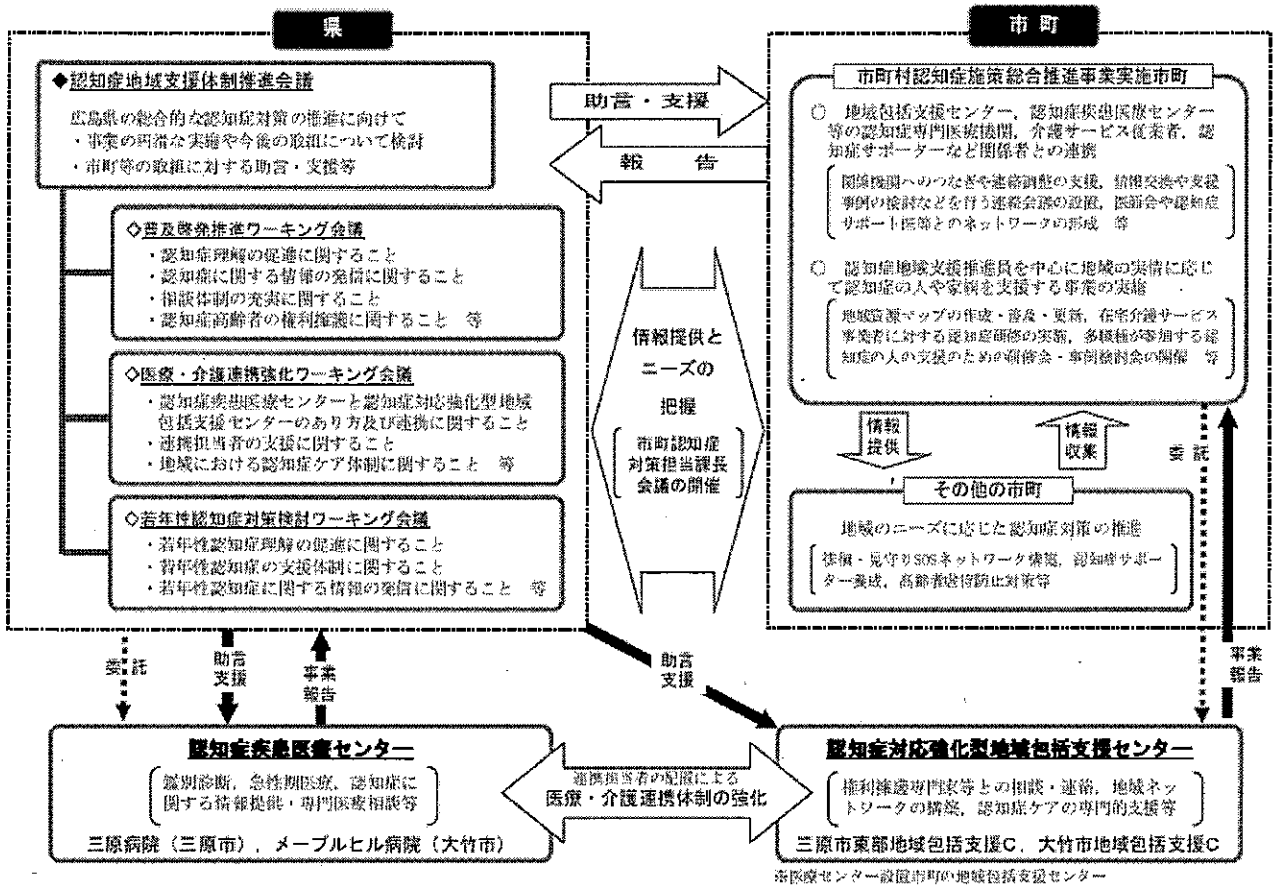
##### (ア) 認知症地域支援体制推進会議の運営

- ・普及啓発の推進、認知症医療・ケアの資質向上に係る検討
- ・認知症の医療と介護の連携強化に向けた検討
- ・若年性認知症対策への検討

##### (イ) 理解促進事業の実施

- ・介護者等を対象としたシンポジウム（6月）
- ・オレンジリングイベントの開催（9月）

平成23年度 総合的な認知症対策推進のための実施体制



イ 認知症医療・介護研修事業 (予算額 3,932千円)

「早期診断の推進と適切な医療の提供」と「認知症ケアの質の確保と向上」を図るため、高齢者等が日頃受診する主治医（かかりつけ医）や介護保険施設等の認知症介護従事者等に対し、認知症に関する研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
かかりつけ医認知症対応力向上フォローアップ研修	「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者等を対象としたフォローアップ研修
認知症サポート医フォローアップ研修	「認知症サポート医」を対象とした、サポート医ネットワークの形成や認知症に関する最新知識を習得するための研修
認知症専門医療向上研修	認知症専門医等を対象とし、認知症医療のレベルアップを図る「認知症臨床研修」への派遣
認知症介護実践研修	認知症介護の基本知識等の習得を図る「実践者研修」及びその修了者に対する「実践リーダー研修」
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」

### ウ 認知症に係る医療・介護の連携強化

早期からの専門医療が提供できるよう、専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターを平成22年7月に設置するとともに、医療と介護が連携した適切な支援が提供できるよう、当センターが所在する市町の地域包括支援センターの連携担当者が、専門医療へのつなぎや相談対応・助言、権利擁護等の専門職との連携等を行うなどにより、認知症の医療と介護の切れ目のない提供体制を構築する。（平成22年度創設）

### エ 地域支え合い体制整備事業（予算額 35,000千円）

市町、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、徘徊・見守りSOSネットワークの構築など地域資源を活用した連携体制の構築、見守り活動チーム等の人材育成などを支援することにより、認知症高齢者等を対象とした、地域で日常的な支え合い活動の体制づくりを推進する。（平成23年度創設）

### (3) 高齢者虐待予防対策の推進

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内の23市町のうち平成23年度末までに15市町が「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでいる。また、未設置の市町に対しては、早期の設置を働きかけていくとともに、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

### (4) 民生委員児童委員協議会への指導援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金 昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金 昭和48年度創設）

第2表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
県民児協補助	2,437	2,436	2,671
地区民協運営費補助	11,947	12,568	13,982

〔 民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲  
移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額58,100円 負担割合 県10/10 〕

第3表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県 分	広島市分	福山市分	合 計	摘 要
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増, 安佐北区真亀地区1名増, 三入地区1名増, 安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増, 西区古田地区2名増, 安佐南区大町東地区1名増, 山本地区2名増, 安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増, 佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増, 大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増, 矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併, 主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	5,993 (527)	内海町, 新市町が福山市と合併
平成13年12月1日	3,415 (286)	1,898 (187)	680 (54)	5,993 (527)	一斉改選
平成10年12月1日	3,360 (231)	1,829 (126)	660 (41)	5,849 (398)	〃
平成10年4月1日	3,360 (231)	1,762 (126)	625 (41)	5,747 (398)	福山市が中核市へ移行

(注) ( ) 内は, 主任児童委員数で内数である



#### 4 高齢者福祉保健施設の整備

(1) 広域型介護保険施設等の整備 (予算額 199,800 千円)

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」をめざし、「第4期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

(2) 地域密着型介護保険施設等の整備 (予算額 3,471,532 千円)

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。(平成21年度創設)

事業名	事業内容																						
<p>地域介護拠点整備費補助事業</p>	<p>①定員30人未満の小規模介護施設等の整備に対する補助 (県10/10)            新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態 (県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1" data-bbox="566 952 1316 1411"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>4,000千円×定員</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> <td>4,000千円×定員</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> <td>50,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>30,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>30,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>10,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護ステーション</td> <td>5,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>7,500千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>1,000千円/一施設</td> </tr> <tr> <td>生活支援ハウス</td> <td>30,000千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	小規模特別養護老人ホーム	4,000千円×定員	小規模ケアハウス	4,000千円×定員	小規模老人保健施設	50,000千円/一施設	認知症高齢者グループホーム	30,000千円/一施設	小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円/一施設	認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円/一施設	夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円/一施設	介護予防拠点	7,500千円/一施設	地域包括支援センター	1,000千円/一施設	生活支援ハウス	30,000千円/一施設
対象施設	配分基礎単価																						
小規模特別養護老人ホーム	4,000千円×定員																						
小規模ケアハウス	4,000千円×定員																						
小規模老人保健施設	50,000千円/一施設																						
認知症高齢者グループホーム	30,000千円/一施設																						
小規模多機能型居宅介護事業所	30,000千円/一施設																						
認知症対応型デイサービスセンター	10,000千円/一施設																						
夜間対応型訪問介護ステーション	5,000千円/一施設																						
介護予防拠点	7,500千円/一施設																						
地域包括支援センター	1,000千円/一施設																						
生活支援ハウス	30,000千円/一施設																						
<p>スプリンクラー等整備費補助事業</p>	<p>②既存介護施設等へのスプリンクラー設置に対する補助 (県10/10)            既存の介護施設等がスプリンクラーを設置する経費に対して、次の補助単価により補助する。補助形態 (県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等)</p> <table border="1" data-bbox="566 1612 1364 1937"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム ※1</td> <td rowspan="2">1,000㎡以上の平屋建ての場合 17千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設 ※1</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td rowspan="2">275㎡以上1,000㎡未満の場合 9千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>老人短期入所施設 (併設を含む。)</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム</td> <td rowspan="4">275㎡未満 9千円/㎡</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> <td>(認知症高齢者グループホーム※2 小規模多機能型居宅介護事業所※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 は定員30名以上            ※2 は併設施設等があって、消防署の指導により設置義務が生じた場合のみ</p>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム ※1	1,000㎡以上の平屋建ての場合 17千円/㎡	老人保健施設 ※1	養護老人ホーム	275㎡以上1,000㎡未満の場合 9千円/㎡	老人短期入所施設 (併設を含む。)	有料老人ホーム	275㎡未満 9千円/㎡	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者グループホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模老人保健施設	(認知症高齢者グループホーム※2 小規模多機能型居宅介護事業所※2)							
対象施設	配分基礎単価																						
特別養護老人ホーム ※1	1,000㎡以上の平屋建ての場合 17千円/㎡																						
老人保健施設 ※1																							
養護老人ホーム	275㎡以上1,000㎡未満の場合 9千円/㎡																						
老人短期入所施設 (併設を含む。)																							
有料老人ホーム	275㎡未満 9千円/㎡																						
小規模多機能型居宅介護事業所																							
認知症高齢者グループホーム																							
小規模特別養護老人ホーム																							
小規模老人保健施設	(認知症高齢者グループホーム※2 小規模多機能型居宅介護事業所※2)																						



事業名	事業内容												
<p>防災補強等改修支援事業</p>	<p>③地域密着型施設等で防災対策上必要な補強改修等に伴う修繕等に対する補助（県 10/10）  地域密着型施設等で地震等に備えた防災対策上必要な補強改修等に対し、工事費等の必要経費を、次の補助単価により補助する。  補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="584 481 1404 743"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="3">13,000 千円/施設</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td rowspan="3">6,500 千円/施設</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	小規模特別養護老人ホーム	13,000 千円/施設	小規模ケアハウス	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	6,500 千円/施設	小規模多機能型居宅介護事業所	その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設		
対象施設	配分基礎単価												
小規模特別養護老人ホーム	13,000 千円/施設												
小規模ケアハウス													
小規模老人保健施設													
認知症高齢者グループホーム	6,500 千円/施設												
小規模多機能型居宅介護事業所													
その他地域介護拠点整備費補助事業の対象施設であって知事が必要と認めた施設													
<p>施設等開設準備等支援補助事業</p>	<p>④介護施設等の開設準備経費に対する補助（県 10/10）  新たな介護施設等を設置する場合に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の補助単価により補助する。  補助形態（県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="603 996 1353 1332"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム※</td> <td rowspan="8">600 千円/定員</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス※</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設※</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は定員 30 名以上</p>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム※	600 千円/定員	ケアハウス※	老人保健施設※	養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模ケアハウス	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
対象施設	配分基礎単価												
特別養護老人ホーム※	600 千円/定員												
ケアハウス※													
老人保健施設※													
養護老人ホーム													
小規模特別養護老人ホーム													
小規模ケアハウス													
小規模老人保健施設													
認知症高齢者グループホーム													
小規模多機能型居宅介護事業所													
<p>定期借地権活用整備促進助成事業</p>	<p>⑤介護施設等の定期借地権活用に対する補助（県 10/10）  新たな介護施設等を設置する際、定期借地権を活用して用地確保をする場合に、次の交付基準により補助する。  補助形態（県⇒法人等又は県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1" data-bbox="593 1619 1366 1951"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>交付基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム※</td> <td rowspan="8"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付基準</li> <li>整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。</li> <li>・ 対象経費</li> <li>定期借地権設定の際に授受される一時金</li> <li>・ 補助率</li> <li>2 分の 1</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ケアハウス※</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設※</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模ケアハウス</td> </tr> <tr> <td>小規模老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は定員 30 名以上</p>	対象施設	交付基準等	特別養護老人ホーム※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付基準</li> <li>整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。</li> <li>・ 対象経費</li> <li>定期借地権設定の際に授受される一時金</li> <li>・ 補助率</li> <li>2 分の 1</li> </ul>	ケアハウス※	老人保健施設※	養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム	小規模ケアハウス	小規模老人保健施設	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
対象施設	交付基準等												
特別養護老人ホーム※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付基準</li> <li>整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 を上限とする。</li> <li>・ 対象経費</li> <li>定期借地権設定の際に授受される一時金</li> <li>・ 補助率</li> <li>2 分の 1</li> </ul>												
ケアハウス※													
老人保健施設※													
養護老人ホーム													
小規模特別養護老人ホーム													
小規模ケアハウス													
小規模老人保健施設													
認知症高齢者グループホーム													
小規模多機能型居宅介護事業所													

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 787,701 千円）

60 歳以上で、いろいろな事情で家庭生活をすることが困難な人の入所施設である軽費老人ホーム（A型）、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人の入所施設である軽費老人ホーム（ケアハウス）について、その運営費を助成する。

第5表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

（単位 人，円）

施設種別	平成22年度		平成23年度	
	人数	決算額	人数	予算額
軽費老人ホームA型	1,186	117,764,000	1,193	117,649,000
ケアハウス	13,625	685,251,000	13,469	670,052,000
計	14,811	803,015,000	14,662	787,701,000

第6表-1 高齢者福祉保健施設等整備目標数

（単位 人）

区分	平成20年度末 整備数	21-23年度 整備予定数	療養内未からの 転換を除く整備 予定数（再掲）	平成22年度 整備数	平成23年度末 整備目標数
特別養護老人ホーム	9,916	966	876	369	10,882
軽費老人ホーム	A型	300	0	0	300
	ケアハウス	1,973	0	0	1,973
計	2,273	0	0	0	2,273
介護老人保健施設（注2）	8,149 (50)	2,920 (2,164)	484 (14)	232 (142)	11,069 (2,214)
合計	22,196 (50)	3,886 (2,164)	1,360 (14)	334 (142)	26,082 (2,214)

（注）1 広島市，福山市分を含む。

2 介護療養型老人保健施設の定員数を（ ）内に再掲している。

第6表-2 高齢者福祉保健施設等入所の状況

(単位 所, 人)

区 分		平成 23 年度			平成 22 年度			
		施設	定員	入所者	施設	定員	入所者	
養護老人ホーム	公立	6	310	302	6	310	301	
	法人立	25	1,498	1,497	25	1,498	1,497	
	計	31	1,808	1,799	31	1,808	1,798	
特別養護老人ホーム (注3)	公立	5	264	259	5	264	262	
	法人立	169 (11)	10,123 (291)	9,614 (156)	162 (6)	9,754 (147)	9,549 (143)	
	計	174	10,387	9,873	167	10,018	9,811	
軽費老人ホーム	A型	法人立	5	300	278	5	300	280
	ケアハウス	公立	1	30	30	1	30	28
		法人立	59	1,943	1,865	59	1,943	1,861
	計	65	2,273	2,173	65	2,273	2,169	
介護老人保健施設 (注4)	公立	3	270	253 (10)	3	270	256 (15)	
	法人立	101	8,171	7,758 (363)	101	8,111	7,684 (346)	
	計	104	8,441	8,011 (373)	104	8,381	7,940 (361)	
合 計	公立	15	874	844	15	874	847	
	法人立	359	22,035	21,012	352	21,606	20,871	
	計	374	22,909	21,856	367	22,480	21,718	
有料老人ホーム		83	4,214	3,730	84	4,104	3,611	

(注) 1 各年度とも4月1日現在の数である。

2 広島市, 福山市分を含む。

3 地域密着型特別養護老人ホーム(定員30人未満の特別養護老人ホーム)の施設数及び定員数を( )内に再掲している。

4 介護老人保健施設については, 空きベッドをショートステイ(短期入所療養介護)として活用している数を( )内に再掲している。